

福岡県公報

平成18年8月14日
第2570号

目次

告示(第1541号-第1543号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2

告示

福岡県告示第1541号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月14日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川 県 道	添 赤 池 線		前	田川郡添田町大字庄2403番1先から 同郡同町大字庄2412番6先まで	11.6 ~ 19.0	84.0
			後	同上	12.6 ~ 19.2	84.0

田川 県 道	添 赤 池 線		前	田川郡福智町神崎1338番1先から 同郡同町神崎1910番1先まで	6.2 ~ 20.6	82.5
			後	同上	7.5 ~ 23.0	82.5
			後	同上	7.5 ~ 23.0	84.0
飯 塚 一 般 国 道	200 号		前	飯塚市目尾1254番5先から 同市目尾1254番29先まで	10.0 ~ 13.7	280.0
			後	同上	11.0 ~ 13.7	280.0
飯 塚 一 般 国 道	211 号		前	飯塚市鶴三緒1339番4先から 同市鶴三緒1329番6先まで	13.6 ~ 20.0	77.0
			後	同上	13.6 ~ 20.0	77.0

福岡県告示第1542号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年8月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月14日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間

田川	赤池線 糸田	田川郡福智町神崎1338番1先から 同郡同町神崎1910番1先まで
飯塚	200号	飯塚市日尾1254番5先から 同市日尾1254番29先まで
飯塚	211号	飯塚市鶴三緒1339番4先から 同市鶴三緒1329番6先まで

福岡県告示第1543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年8月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月14日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	瀬高線 久留米	久留米市荒木町白口1361番3先から 同市荒木町白口1366番先まで